

都市農地の賃借の円滑化に関する法律案の概要

制度創設の背景及び趣旨

課題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地(生産緑地地区※の区域内の農地)については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための賃借が円滑に行われる仕組みが必要。

本法律案の目的

都市農地の賃借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する

※ 生産緑地地区

- ・ 原則30年間の開発行爲の規制
- ・ 30年経過後の10年ごとの延長制度(特定生産緑地)

具体的なスキーム

現状

都市住民に新鮮な農産物をもっと届けたいけど、所有者がなかなか農地を貸してくれない

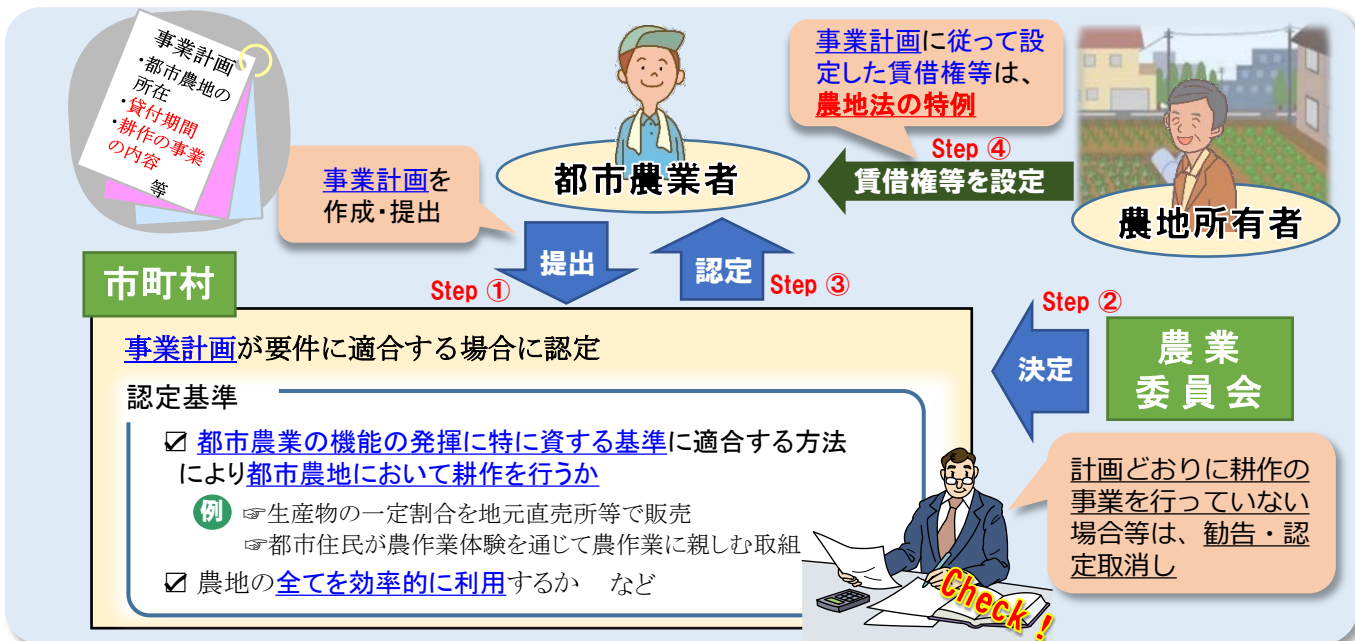


都市農業者

期間の定めのある農地の賃借については、都道府県知事の許可※を受けた上で、期間満了の1年前から6月前までの間に当事者が更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で更に賃借をしたものとみなされる(賃借契約が更新される(農地法第17条))。

※ 都道府県知事は、賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしてはならない。(農地法第18条)

○ 都市農地の賃借の円滑化のため、以下の措置を講ずる。(第4条)



農地法の特例

(第8条)

▶ 法定更新(農地法第17条)が適用されない

事業計画に基づく都市農地の活用終了後(賃借借の期間終了後)には、都市農地が所有者に返還される。